別紙

指名停止措置の概要

１　措置業者

事業者の名称	所在地
株式会社　日泉技工	日光市和泉２４７－２

２　事実概要

措置業者が、令和５年１０月３０日に受注した維持管理課が発注の「道路修築事業　市道大谷川右岸線舗装補修工事」の完成検査において、施工箇所の一部に「過失による粗雑工事」が確認されました。

３　指名停止措置理由

日光市建設工事等指名停止措置要綱第２条第１項別表第２項第１号に該当。

４　指名停止の内容

日光市が発注する建設工事等

５　指名停止措置期間

当該措置の決定があった日の翌日から１か月

令和６年３月２０日から令和６年４月１９日まで（１か月）

※この事案においては、栃木県の指名停止措置を運用する基準から、過去の事案等による停止期間を準用して１か月とした。

○日光市建設工事等指名停止措置要綱第２条第１項別表第２項第１号

措　置　要　件		期　間
２　過失による粗雑工事	（1）市発注工事等の施工に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（瑕疵(かし)が軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から、１月以上６月以内

問合せ先
栃木県日光市今市本町１番地 日光市役所　財務部　契約検査課　契約係 電話：0288-21-5134